平成２７年（フ）第１５５号
大阪府豊中市本町３丁目１番38―201号
破産者　有限会社建築工房ゼロ
1　破産債権の届出期間　平成28年３月１日まで
2　一般調査期日　平成28年４月11日午後２時
平成28年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６号
和歌山市園部1257番地の45　県職員住宅Ｈ―101
破産者　雑賀　宗博
1　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
2　一般調査期日　平成28年４月14日午前10時45分
平成28年２月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
和歌山県紀の川市後田58番地１
破産者　松浦智津代
1　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
2　一般調査期日　平成28年４月28日午前10時
平成28年２月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１２号
兵庫県加古川市東神吉町升田623番地の24、従前の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目14番地の44
破産者　堀川　昭二
1　破産債権の届出期間　平成28年３月４日まで
2　一般調査期日　平成28年４月22日午前10時20分
平成28年１月29日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５１１号
奈良市佐保台西町155　パード平城山101号、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘４丁目１番地　ローレルスクエア登美ヶ丘第Ｉ期４―307号
破産者　平田　伸二
1　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
2　一般調査期日　平成28年４月20日午前10時
平成28年２月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第２９４２号
福岡市博多区博多駅前１丁目18番７号
破産者　エフ・エー・シー株式会社
異議申述期間　平成28年３月11日まで
平成28年１月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県大牟田市不知火町２丁目８番地の５
破産者　有限会社貸衣裳のエグチ
異議申述期間　平成28年３月25日まで
平成28年２月１日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１号
山口県下関市細江新町３番45号
清算株式会社　新川通商株式会社
代表清算人　塚本　　聡
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２５号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目11番18号
清算株式会社　株式会社グローバル・Ａ・エンタテインメント
代表清算人　大友　貴司
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区新川２丁目３番４号
清算株式会社　株式会社ＺＺＺ
代表清算人　本田　　洋
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、協定債権者の合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、特定債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち特別清算開始決定日の翌日以後に発生した利息債権及び遅延損害金請求権について、全額免除を受ける。
３　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
各協定債権者に対し、全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。）により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権」という。）に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資とし、本協定認可決定確定後１か月以内に、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「配当基準額」欄記載の金額を基準として、按分比例して弁済し、当該弁済と同時に、一般債権額から既弁済額を控除した残額について、その債務の免除を受ける。
⑵　追加弁済
前項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたとき又は現存する資産が弁済可能な金銭に変わった場合は、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、別紙「債権額（議決権額）一覧表」の「配当基準額」欄記載の金額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　特定債権
１　特定債権の定義
特定債権とは、協定債権のうち、本田洋が清算株式会社に対し有するものをいう。
２　特定債権についての免除
清算株式会社は、協定認可決定確定日に、特定債権全額について債務の免除を受ける。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１号
長崎県平戸市大久保町2520番地
再生債務者　有限会社旗松亭
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　長崎県佐世保市高天町６番３号　佐世保総合法律事務所　弁護士　山元　昭則
平成28年１月29日
長崎地方裁判所佐世保支部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
山形県南陽市赤湯3005番地
再生債務者　株式会社いきかえりの宿滝波
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　平成27年11月27日に当裁判所が認可した本件再生計画は遂行されたので、再生債務者の申立てにより、民事再生法188条２項を適用して主文のとおり決定する。
平成28年１月28日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再）第１号
大分県別府市大字浜脇1412番地の３
再生債務者　株式会社榮晃建設工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年１月27日
大分地方裁判所民事第１部